

しうがい はんい せんたく けっていーせんたく けってい そうだんしえんぶろせず ていどくぶん  
障害の範囲と選択と決定・選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)

だいいきさぎようちーむほうこく ようし  
第一期作業チーム報告の要旨

げんじょうそうだんしえんかだい

### 1. はじめに—現状の相談支援の課題について

(しおうそんかくさ)(たにましようがいみたいおう) おうだんてき ほうかつてきたいおう ふび しうがい  
【市町村格差】【谷間の障害への未対応】【横断的・包摺的対応の不備】【障害  
とくせい おうじたせんもん そうだんたいせい ふび たしょくしゅきかんれんけい ちょうせいたいせい ふび  
特性に応じた専門相談体制の不備】【他職種・機関との連携調整体制の不備】

じんざい ふそく とう  
【人材の不足】等

たそうてきそうだんしえんたいせい

### 2. 多層的相談支援体制について

そうだんしえん ありかた かだい う みじか ちいき しうがいしゅべつ か  
これまでの相談支援の在り方の課題を受けて、身近な地域での障害種別や課  
だいべつ わんすとっぷ そうだんしえん じゅうじつ いっていちいき そごう  
題別によらないワンストップの相談支援の充実と、一定地域における総合  
てき そうだんしえんたいせい かくじゅう こういき じゅうらい せんもん そうだんしえんきかん  
的な相談支援体制の拡充、広域の従来からある専門相談支援機関との  
ねっとわーく さぼーとたいせい せいび じゅうそうてき そうだんしえんたいせい ていあん  
ネットワークやサポート体制の整備をめざす「重層的相談支援体制」を提案  
とうじしゃ こうりゅう そうごしえん ちいきえんぱわめんとじぎょう  
した。さらに当事者の交流や相互支援をおこなう地域エンパワーメント事業を  
ていあん 提案した。

ちいき そうだんしえんせんたー じんこう 5まんにん 1かしょ あうとりーち ふくむほんにん  
・地域相談支援センター(人口3~5万人に1ヶ所)。アウトリーチを含む本人に  
よりそうけいぞく そうだんしえん しえんせんもんいん かしょう 3めいいじょうはいち  
寄り添う継続的相談支援。相談支援専門員(仮称)3名以上配置)

そごう そうだんしえんせんたー じんこう 15 30まんにん 1かしょ こんなんじれい ちゅうしん ちいき  
・総合相談支援センター(人口15~30万人に1ヶ所)。困難事例中心。地域  
そごう そうだんしえんせんたー しえん けんしゅう そうだんしえんせんもんいん かしょう 5めいいじょう  
相談支援センターの支援や研修。相談支援専門員(仮称)5名以上  
はいち  
配置)

こういきせんもん そうだんしえんせんたー しうがいしゅべつ せっち せんもん そうだんきかん  
・広域専門相談支援センター(障害種別に設置された専門相談機関。  
ちいきえんぱわめんとじぎょう どうじしゃ かぞく うんえい びあさぼーとじぎょう)

・地域エンパワーメント事業(当事者や家族が運営するピアサポート事業)  
そごう そうだんしえんじぎょうしょ せんもん そうだんしえんいん きぼう ひと たいしょう ほんにん  
相談支援事業所の専門相談支援員は、希望する人を対象に、本人  
ちゅうしんしえんけいかく さーびすりよう けいかく さくてい なお そうだんしえんじぎょうしょ  
中心支援計画・サービス利用計画の策定できる。尚、相談支援事業所は  
とうじしゃ たちば しえん しうがい さーびすじぎょうしょ  
当事者の立場にたって支援することから、市町村行政やサービス事業所から  
どくりつせい たんぽ こっこほじよじぎょう ざいげん できだかはらい  
の独立性が担保されるべきである。また国庫補助事業として、財源は出来高払い  
じんけんひそとう ぎむてきけいひ かんがえる  
ではなく、人件費相当の義務的経費によるべきと考える。

しきゅうけってい ぱろせず

### 3. 支給決定プロセスについて

しきゅうけってい ほんにん ほんにんおよび そうだんしえんじぎょうしょ  
支給決定にあたっては、本人(または本人及び相談支援事業所)と

行政の協議調整を前提とする。(1) 本人(または本人と相談支援事業所)がサービス利用計画を策定し、市町村に申請する。(2) 市町村がいどらいくもとづいてに一ずあせすめんとおこなうがいどらいくありかたは、ガイドラインに基づいてニーズアセスメントを行う。(ガイドラインのあり方についてでは第二期で詳細に検討)(3) さらに個別ニーズに応じて、協議調整によりしきゅうけっていおこなうなおしきゅうけっていかんしてに一ずあせすめんとありかた支給決定を行なう。(尚、支給決定に関するニーズアセスメントのあり方やごうぎきかんありかただいにきけんとう合議機関のあり方については、第二期で検討)

4. 第二期での検討課題、他の作業チームへの申し送り・調整事項について  
支給決定プロセスについてのさらなる検討(ニーズアセスメントの方法や協議調整のあり方、苦情申し立て機関、モニタリングや資源開発のあり方)、相談支援専門員の役割や研修のあり方など。障害者自立支援法改正法(つなぎほう)」における相談支援に関する事項。